

大阪市規則第11号

大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
(建築主事) 第2条 [略] 2 <u>建築物</u> (<u>建築士法(昭和25年法律第202号)</u> <u>第3条第1項各号に掲げるもの</u> （以下「 <u>大規模建築物</u> 」という。）に限る。次項において同じ。)、 <u>建築設備</u> （法第87条の4の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）及び <u>工作物</u> （法第88条第1項又は第2項の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）（ <u>法第88条第1項に規定する昇降機等に限る。</u> 以下この項において同じ。）の確認（法第18条第3項に規定する確認済証の交付を含む。以下この条において同じ。）に関する事務並びに <u>建築設備及び工作物</u> の検査及び仮使用の認定（法第7条の6第1項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をいう。以下この条において同じ。）に関する事務を行	(建築主事) 第2条 [同左] 2 <u>建築物</u> 、 <u>建築設備</u> （法第87条の4の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）及び <u>工作物</u> （法第88条第1項又は第2項の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）の確認（法第18条第3項に規定する確認済証の交付を含む。以下この条において同じ。）に関する事務並びに <u>建築設備及び工作物</u> （ <u>法第88条第1項に規定する昇降機等に限る。</u> ）の検査及び仮使用の認定（法第7条の6第1項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をいう。以下この条において同じ。）に関する事務を行う建築主事は、計画調整局建築指導部建築確認課長とする。

<p>う建築主事は、計画調整局建築指導部建築確認課長とする。</p> <p>3 <u>建築物の検査及び仮使用の認定に関する事務を行う建築主事は、計画調整局建築指導部監察課長（以下「監察課長」という。）とする。</u></p> <p>4 <u>次に掲げる建築主事は、それぞれ市長が別に指定する者とする。</u></p> <p>(1) <u>建築物（大規模建築物を除く。次号において同じ。）及び工作物（法第88条第1項に規定する昇降機等を除く。次号において同じ。）の確認に関する事務を行う建築主事</u></p> <p>(2) <u>建築物及び工作物の検査及び仮使用の認定に関する事務を行う建築主事</u></p> <p>(3) <u>前2項及び前2号に規定する建築主事に事故があるとき又は当該建築主事が欠けたときにその職務を行う建築主事</u></p> <p>（建築監視員）</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項に規定する建築監視員に事故があるとき又は建築監視員が欠けたときは、その職務は、次に掲げる順序により当該各号に定める建築監視員が行うものとする。</p> <p>(1) <u>計画調整局建築指導部監察課長代理</u></p> <p>[(2) 略]</p>	<p>3 <u>建築物及び工作物（法第88条第1項に規定する昇降機等を除く。）の検査及び仮使用の認定に関する事務を行う建築主事は、計画調整局建築指導部監察課長（以下「監察課長」という。）とする。</u></p> <p>4 <u>前2項に規定する建築主事に事故があるとき又は当該建築主事が欠けたときにその職務を行う建築主事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者（その者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、市長が別に指定する者）とする。</u></p> <p>(1) 第2項に規定する建築主事に事故があるとき又は当該建築主事が欠けたとき 計画調整局建築指導部建築確認課長代理</p> <p>(2) 前項に規定する建築主事に事故があるとき又は当該建築主事が欠けたとき 計画調整局建築指導部監察課長代理（以下「監察課長代理」という。）</p> <p>（建築監視員）</p> <p>第2条の2 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) <u>監察課長代理</u></p> <p>[(2) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

この規則は、令和8年4月1日から施行する。